

われるよう、政府において積極的な措置を講ぜられることを要望します。

2 - 8

庶発第 252 号 昭和 26 年 5 月 4 日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

日本学術振興会について（申入）

本会議は、財団法人日本学術振興会を改組、強化の上存置し、わが国における科学の振興、普及、連絡等の実行機関たらしめることが必要であると認め、同会に対し、改組、強化に努力するよう申し入れることにいたしました。しかし、現下の経済情勢のもとでは、このために政府の助成が必要でありますので、政府においても適当な方途を講ぜられるよう 4 月 28 日本会議第 10 回総会の議を経てここに希望します。

なお、本会議と日本学術振興会との関係については下記により御了知願います。

記

1. 日本学術振興会については、学術体制刷新委員会において、学術体制の一環として検討され、その結果これを学術会議の外郭団体として存続させ、これに適当な事業を行わせることが構想されていた。そして、本会議第 1 回総会の席上兼重委員長から、「学術振興会の将来のあり方及び学術振興会に設けられていた各種の委員会の処置について検討の上適当な措置を講ぜられたい」旨申入れがあつた。
2. 第 1 期学術会議では、このことについて十分審議する余裕がなく問題の起るたびに暫定的な処置を請じていた。
3. 学術振興会に設けられていた各種の委員会については学術研究会議の特別委員会とともに第 3 回総会で、研究費配分委員会の提案が可決され、次のとおり決定した。

「a. 既成事実として特別扱いをすることはしないで、他の総合的共同研究組織と同じレベルに置いて重要度の査定を行い存置すべきものは、科学研究費を査定して存置する。

b. 総合的共同研究組織の経理を日本学術会議自身で行うことは原則として認めない。その代りに学術振興会に委嘱することを認める。」

これにより、総合研究委員会のうちのいくつかは、その経理、事務等を学術振興会に委嘱している。

4. 民間研究機関査定委員会は昭和 24 年度に民間研究機関事業補助金交付送定基準を定め、これについて民間研究機関の認定を行つた際に学術振興会を研究機関としては認定しなかつた。

しかし、第 1 委員会（現在の研究費予算委員会の前身）からの申出があり、「研究機関ではないが研究促進機関として、その将来の自主自立的な発展を期待」し、例外的に補助金の交付を承認した。（同年度の補助金額 386 万円）

5. 昭和 25 年度の文部省科学研究費等の配分について第 5 回総会で審議した際に、研究費配分委員会の提案に基き、「民間研究機関事業補助金から必要に応じて学術振興会は補助することがあり得る」ことが了解事項として承認された。
6. 民間研究機関査定委員会は、昭和 25 年度の民間研究機関事業補助金の交付対照について審議し

た際に、この年度も例外的にこの補助金により補助することをやむを得ない措置と認めた。しかし同委員会委員長は第7回総会において「例年、例外的な措置を講ぜざるを得ない不合理性を排して、何らかの積極的な措置を講ずるよう、学会会議においても審議決定されることが望ましい」との希望意見を述べ承された。（同年度の補助金額370万円）

7. 科学知識普及促進委員会は第7回総会に次のことを提案して可決され、文部省に対し勧告が行われた。

「科学知識普及の実行に関する事項を、学会会議の協力機関として学術振興会に委嘱するので、それに要する経費を学術振興会から申請のある場合、相当額を下附するよう考慮されたい。」

2-9

庶発第342号 昭和26年5月28日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直 人

ユネスコ・クーポン制度に加入することについて（申入）

ユネスコにおいて行われている図書、フィルム及び科学用器具材料に対するクーポン制度は、科学技術の振興に極めて効果的なものと考えられるので、わが国も速かにこの制度に加入するよう政府において取り計らわれたい。

ここに5月25日開催の本会議36回運営審議会の議決に基き申し入れます。

2-10

庶発第472号 昭和26年7月9日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直 人

各省応用研究費補助金について（要望）

本会議は、研究費委員会の意見に基き、標記のことについて下記のとおり要望します。

なお、本会議は、応用研究費補助金の重要性に鑑み、今般研究費委員会のなかに、応用研究費予算部会を設けて、審議することになりました。

記

1. 応用研究費補助金の交付を受けて行つた研究の成果は、差支えない限り公表されたい。そのために、研究成果刊行について適当な措置を講ぜられたい。
2. 明年度応用研究費補助金予算案の編成について、各省における省議が決定次第、本会議にその内容を通知されたい。
3. 応用研究費補助金の交付にあつては、課題を定めず公募する方法のみでなく、適当な要望課題を定めておいて公募する方法をも併用されたい。